

# 仕様書

## 業務名 平成 30 年度自転車利用実態調査

### 1 業務の目的

本業務は「札幌市自転車利用総合計画」に基づき自転車駐車対策を総合的に行うため、駅周辺及び都心周辺の自転車利用実態（駐車実態）を調査し、基礎資料を作成することを目的としている。

### 2 業務の内容

#### (1) 調査対象自転車等

ア 自転車…道路交通法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車

イ 原付一種…道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車のうち、総排気量が 50cc 以下のもの。

ウ 原付二種…道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車のうち、総排気量が 125cc 以下のもの。

エ 自動二輪車…道路交通法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、上記ウの原付二種を除いたもの。

#### (2) 調査概要

地下鉄、JR の市内全駅及び指定するバス停留所における調査対象自転車等の駐車台数の計測及び駐車状況の撮影を行う。

#### (3) 調査範囲及び調査箇所

下記ア及びイに示した駅等から概ね 500m のエリア（別添図 [1] ～ [74] の各エリア。以下同じ）を調査範囲とする。

調査範囲内の指定する公共駐輪場、路上及び店舗などの公共以外の場所（住宅系を除く）に自転車等が駐車されている箇所を調査箇所とする。

ア 地下鉄、JR の市内全駅（地下鉄 45 駅 + JR 駅 25 駅 = 70 駅）

※ 地下鉄さっぽろ駅は JR 札幌駅として、JR 新札幌駅は地下鉄新さっぽろ駅として集計する。

イ バス停留所（4 停留所）

屯田 4 条 3 丁目（中央バス）、新川バスターミナル（中央バス）、

東苗穂 8 条 3 丁目（中央バス）、石山陸橋（じょうてつバス、中央バス）

#### (4) 調査時間

平日における通勤時間帯の後で、買い物利用発生前の 8:30～9:30（午前）とする。

加えて、下記の駅については上記時間の他に、15:00～16:00（午後）において同様の調査を行う。

都心部：①札幌駅（別添図 A～H 地区）、②大通駅（別添図 A～I 地区）、③すすきの、

④豊水すすきの

郊外駅：⑤地下鉄麻生駅、⑥地下鉄北 18 条駅、⑦地下鉄中島公園駅、⑧地下鉄宮の沢駅、

⑨地下鉄円山公園駅、⑩地下鉄バスセンター前駅、⑪地下鉄東札幌駅、

- ⑫地下鉄南郷 18 丁目駅、⑬地下鉄大谷地駅、⑭地下鉄新さっぽろ駅、  
⑮地下鉄元町駅、⑯地下鉄東区役所前駅、⑰地下鉄福住駅

(5) 調査日

契約書締結日から平成 30 年 8 月 31 日までの平日（月）～（金）（平成 30 年 7 月 24 日～平成 30 年 8 月 17 日の期間を除く）のうち、別途、本市担当者と協議の上決定すること。

なお、調査日は 7 日間を想定しているが、上記対象期間のうち何日間を調査日としてもかまわない。

また、本調査は各駅等周辺における乗入台数のピークを調査することが目的であるため、雨天あるいは帰宅時間に雨天が予想される日は、調査を延期すること。

(6) 調査方法

駐車台数の調査に当たっては、調査箇所ごとに自転車、原付一種、原付二種、自動二輪車の種別ごとに台数を計測すること。

各調査範囲（各駅等）の調査については、同一日に調査することとし、調査回数は期間を通じて 1 回とすること。

また、調査箇所ごとに駐車状況全体が把握できるように写真を撮影すること。調査箇所が広範囲にわたる場合は複数枚撮影し、全体が把握できるようにすること。

(7) 作業計画・準備

ア 調査当日の作業を円滑に進めるために、調査工程の立案等を行い、作業計画を作成すること。

イ 監督員・調査員は、事前に現地の下見を行い、放置状況を概ね把握することで、計画に沿った調査が可能かどうか確認すること。

ウ 調査員毎の作業方法の差異が生じないように、事前に調査方法の説明を行うこと。

(8) その他調査事項

ア 調査範囲を示した別添図には、昨年度調査時に自転車等の駐車があった箇所を図示している。当該箇所以外に自転車等の駐車を発見した際は、図面にその箇所を追記するとともに台数を計上し、その箇所と台数が識別できるよう報告すること。

イ 午後の調査を実施する駅については、午前の調査を実施した日と同日に行うこと。

ウ 札幌駅（別添図 A～H 地区）と大通駅（別添図 A～I 地区）の調査は、同一日に行うこと。

(9) 調査表作成及び報告

ア 本市指定の様式（様式 1）に調査データを入力し、調査範囲ごとに調査表を作成すること。

イ 調査終了後、速やかに概要報告を行うこと。（概ね 2 週間以内）

### 3 成果品

成果品について下記のとおり提出すること。

(1) 調査範囲ごとに作成した調査票を路線ごとにまとめ、提出すること。

(2) 調査時に撮影した写真について、駅等ごとに駐車箇所がわかるよう整理し、写真帳を作成、提出すること。

(3) 調査したエリアの図面について提出すること。調査箇所を追記した場合は、その図面を提出するこ

と。

- (4) 上記提出物については、電子データ及び書類により納品すること。
- (5) データ形式等については、本市担当者と協議のこと。
- (6) 報告方法、成果品について不明な点がある際は適宜本市担当者に確認すること。なお、平成 29 年度の調査票等は札幌市役所本庁舎 6 階、建設局総務部自転車対策担当課において閲覧可能。

#### 4 完了報告

業務完了後は、上記成果品と併せて業務完了届（様式 2）を提出すること。

#### 5 履行期間

契約書締結日から、平成 30 年 9 月 28 日までとする。

#### 6 その他

- (1) 調査に従事する者については、本市より身分証明書の交付と腕章の貸与を行うため、従事者の氏名及び生年月日の一覧と、身分証明書交付願及び腕章貸与願を契約締結後調査開始 2 日前までに届け出ること。
- (2) 契約後、調査手順の詳細について説明・協議を行う日を 1 日設けるものとする。
- (3) 各調査、協議等の内容については、記録簿を提出すること。
- (4) 第 1 回打ち合わせ及び成果品納入時には、主任作業員が立ち会うものとする。
- (5) 受託者は業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (6) 本調査の遂行に当たって、下記項目に要する費用はすべて受託者の負担とする。  
受託者の不注意によって生じた費用及び第三者に損害を与えた場合の全ての費用。
- (7) この業務の遂行にあたっては、再生紙を使用する等、環境に最大限配慮すること。
- (8) この業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項は、委託者、受託者双方協議の上、決定する。



## 完了届

平成 年 月 日

札幌市長 様

住所

氏名



名称

上記役務は、平成 年 月 日に完了したのでお届けします。

受付

平成 年 月 日

完了を確認した職員



課長

係長

係

平成 年 月 日上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行  
検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、平成 年 月 日に  
検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名